

# 日の出町コミュニティバス無料乗車券交付実施要綱

令和4年5月27日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年7月1日以降のコミュニティバス「ぐるり～んひのでちゃん」(以下「コミュニティバス」という。)の運行路線内に居住する児童及び生徒が日の出町立小学校または中学校へ通学する際の交通手段と安全確保のため、「日の出町コミュニティバス無料乗車券」(以下「無料乗車券」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 無料乗車券の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒とする。

(1) 次の全ての要件に該当する児童及び生徒

ア 大久野地区(字長井、字水口)の区域内に居住し小中学校へ通学していること。

イ 学校長の承認を受けた上で、コミュニティバスを利用して小中学校へ通学する児童及び生徒であること。

ウ 区域外就学の承諾を受けて小中学校へ通学する児童及び生徒でないこと。

エ 就学指定校の変更の承諾を受けて小中学校へ通学する児童及び生徒でないこと。ただし、特別な事情によりやむを得ず就学指定校以外に通学する場合はこの限りでない。

(2) その他、町長が特に必要と認める児童及び生徒。

2 前項の規定にかかわらず、児童・生徒の保護者(世帯員含む)に町税の滞納がある場合は、無料乗車券を交付しないものとする。

(無料乗車券の有効期間)

第3条 当該年度の、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(交付申請)

第4条 無料乗車券の交付を受けようとする児童及び生徒の保護者は、コミュニティバス無料乗車券交付申請書(様式第1号)に児童及び生徒の保護者であることが確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 進級により引き続き無料乗車券が必要なときは、コミュニティバス無料乗車券継続申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付)

第5条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、遅滞なく無料乗車券を交付するものとする。

(使用方法等)

第6条 無料乗車券は、通学時のコミュニティバス利用のみ有効で、児童及び生徒本人に限り使用できるものとし、乗車するときに乗務員に提示しなければならない。

2 無料乗車券を携帯せずにコミュニティバスに乗車したときは、通常のバス運賃を支払わなければならない。

3 コミュニティバス運行事業者は、無料乗車券を本人以外が使用していることが発覚したときは通常のバス運賃を請求することができるものとする。

(無料乗車券の譲渡等の禁止)

第7条 児童及び生徒、その保護者は、無料乗車券を他人に譲渡又は貸与、複写、複製をしてはならない。

(再交付)

第8条 町長は、児童及び生徒、その保護者が無料乗車券を紛失又は破損したときは、コミュニティバス無料乗車券再交付申請書(様式第3号)による申請を受けて再交付することができる。

(無料乗車券の返還)

第9条 町長は、児童及び生徒、その保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、無料乗車券の返還をさせることができ、町長に返還を求められた児童及び生徒、その保護者はこれに従わなければならない。

(1) 第2条第1項の要件に該当しなくなったとき

(2) 偽りその他不正な手段により無料乗車券の交付を受けたとき

(3) この要綱の規定に違反したとき

2 前項第2号、第3号の規定により、無料乗車券を返還した者は、返還した当該年度及び翌年度のコミュニティバス無料乗車券交付申請を行うことができない。

(無料乗車券の申請内容の変更)

第10条 交付申請時に記載した氏名、住所等に変更が生じたときは、コミュニティバス無料乗車券交付申請内容変更届(様式第4号)により速やかに町長に届け出ること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

2 町長は、この要綱の施行後2年を経過した場合において、この事業の効果について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<日の出町コミュニティバス無料乗車券デザイン>

- ・ ICカードと同じサイズ（縦 53.98mm×横 85.60mm）とする。
- ・ カラー印刷とし、文字の色を毎年度変更する。  
また、変更した色は運行事業者に毎年度周知する。
- ・ 発行ナンバーについて、小学校は「小ー番号」、中学校は「中ー番号」とする。
- ・ 偽造防止のため、町章の型押しを施す。

<<表面>>



<<裏面>>

【注意事項】

- ・ 有効期限は、当該年度の4月1日から翌年3月31日まで。
- ・ 有効期限の途中で必要なくなった場合は、すみやかに町へ返却してください。
- ・ この無料券は、通学時のみ利用できます。
- ・ この無料券の利用は、本人に限ります。他人への貸与や譲渡はできません。
- ・ 複写・複製したものは無効です。

東京都西多摩郡日の出町長

(様式第1号) (第4条関係)

年 月 日

日の出町長 あて

申請者 住 所

保護者氏名

世帯主氏名

連 絡 先

コミュニティバス無料乗車券交付申請書

コミュニティバス無料乗車券を交付されたく、日の出町コミュニティバス無料乗車券交付実施要綱第4条第1項の規定により申請します。

なお、申請にあたり、交付審査のため同一世帯の町税収納状況について調査することに同意します。

児童・生徒	フリガナ		学校長の承認 有 ・ 無
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	住 所	日の出町大字 ※同居の場合は記入不要	
学 校 名	学校 ( 学年)		
備 考			

町記載欄

保護者確認書類		
交 付 番 号	小 ー	中 ー

(様式第2号) (第4条関係)

年 月 日

日の出町長 へ

申請者 住 所

保護者氏名

世帯主氏名

連 絡 先

### コミュニティバス無料乗車券継続申請書

コミュニティバス無料乗車券の利用を継続したいので交付されたく、日の出町コミュニティバス無料乗車券交付実施要綱第4条第2項の規定により申請します。

なお、継続申請にあたり、交付審査のため同一世帯の町税収納状況について調査することに同意します。

児童・生徒	フリガナ		学校長の承認 有 ・ 無
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	住 所	日の出町大字 <small>※同居の場合は記入不要</small>	
学 校 名	学校 ( 学年)		
備 考			

#### 町記載欄

保護者確認書類		
利用中の番号	小 ー	中 ー
継続交付番号	小 ー	中 ー

(様式第3号) (第8条関係)

年 月 日

日の出町長 あて

申請者 住 所

保護者氏名

連絡先

### コミュニティバス無料乗車券再交付申請書

コミュニティバス無料乗車券を下記の理由により再交付されたく、日の出町コミュニティバス無料乗車券交付実施要綱第8条の規定により申請します。

児童・生徒	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	日の出町大字 ※同居の場合は記入不要
学校名	学校 ( 学年)	
再交付の理由	紛失 ・ 汚損 ・ 盗難 ・ その他 ( )	
備考		

#### 町記載欄

利用中の交付番号	小 一	中 一
再交付番号	小 一	中 一

(様式第4号) (第10条関係)

年 月 日

日の出町長 へ

申請者 住 所

保護者氏名

連 絡 先

コミュニティバス無料乗車券申請内容変更届

コミュニティバス無料乗車券申請内容に変更が生じたため、日の出町コミュニティバス無料乗車券交付実施要綱第10条の規定により届け出ます。

児童・生徒	旧氏名	
	新氏名	
	旧住所	
	新住所	
学 校 名	学校 ( 学年)	
備 考		

町記載欄

利用中の交付番号	小 ー	中 ー
----------	-----	-----